

株式会社トキワ 人権方針

株式会社トキワは、「世界中に“美と感動と喜び”をお届けする」という使命のもと、地球環境にも配慮した素材を最新の技術を用いて製造することで社会課題の解決を実践してまいります。

国際人権基準に照らし、この事業活動を継続するうえで影響を与えうる人たちすべての人権が尊重されなければならないことを理解し、これらの人たちの尊厳が守られるように力を尽くします。

1. 位置づけ

「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」など国際規範を尊重し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき「株式会社トキワ人権方針」（以下、「本方針」といいます）を制定し、これを指針として取り組んでまいります。

2. 適用範囲

本方針は、株式会社トキワ及び子会社のすべての従業員と役員に適用します。また、株式会社トキワのビジネスパートナーに対しても、本方針を支持し、人権の尊重に努めていただくよう求めます。

3. 適用法令の遵守

株式会社トキワは、日本はもとより、事業活動を行う各国または地域における法と規制を遵守するとともに国際人権基準を最大限尊重し、積極的に推進します。

4. 教育

株式会社トキワは、本方針が理解され効果的に実施されるようすべての従業員と役員に対し適切な教育を行います。

5. 人権デューディリジェンス

株式会社トキワは、「国連のビジネスと人権に関する指導原則」において詳述される手順に従って人権尊重の責任を果たす為、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し継続的に実施します。

6. 対話・協議

株式会社トキワは、本方針の一連の取り組みにおいて、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに私たちの事業の影響を受ける人々と有意義な対話・協議を誠実にを行います。

株式会社トキワ
代表取締役 日比野 仁美